

# 「選挙権喪失は違憲」

## 成年被後見人の男性提訴

札幌地裁

成年後見人を付けると選挙権を失うとした公選法の規定は違憲だとして、札幌市の男性(51)が国を相手取り、選挙権があることの確認と慰謝料100万円を求める訴訟を14日、札幌地裁に起こした。

判断能力に欠ける成人の財産管理などを行

う成年後見人が付いた

「成年被後見人」の選

挙権をめぐる訴訟は、今年2月以降、東京など全国3地裁で起こさ

れ、今回で4件目。道内では初めて。訴状によると、男性は記憶力や数字の計算に難があり財産管理が十分にできないとして札幌地裁が2004年

5月、母親を成年後見人に選任。これにより

同月以降、国政・地方選の選挙権を失った。

男性側は同法の規定について「成年被後見人に選挙権を認めるこ

との弊害が明らかではないのに差別している」とし、選挙権の平等を保障した憲法に違反すると訴えている。

提訴後、札幌市内で記者会見した男性の母

親(77)は「息子は以前は毎回選挙に行っていた。自分の望む人に政治家になってほしいと

いう気持ちは、息子に

もある」と話した。総務省は「訴状を認める理由について「判断能力があるかを個別に審査することは困難だ」としている。

## 選挙権求め国提訴

### 成年後見制度の男性

札幌地裁

十分な判断ができない人を法的に支援する成年後見制度の利用者が選挙権を失うのは、普通選挙を保障した憲法に反するなどとして、札幌市の男性(51)が14

日、国を相手に選挙権があることの確認などを求める訴えを札幌地裁に起こした。

男性の契約などの法律行為を代理できる成年後見人となった。男性はすべての国政選挙で投票してきたが、公職選挙法は「成年被後見人」の選挙権と被選挙権を認めておらず、男性は投票の権利を失った。

しかし、原告側は「成年後見制度は、財産管理の能力が不十分な人を保護するものだ。投票に必要な判断能力の有無に着目していない」と主張。男性の母親は「息子は新聞やテレビなどを参考に投票する人を選んでいた」と話している。